

## 重度障害者用意思伝達装置装用訓練等支援事業 実施要領(案)

### 1 目的

補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定されるが、とりわけ「重度障害者用意思伝達装置(以下、装置)」は、操作性及び習熟度の向上を目的とした訓練(装用訓練)過程において、当該訓練に用いる機器に関し、病院やリハビリテーション施設の負担、または、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。また、当該補装具の引き渡し後も、適切なフォローアップが必要であるが、その実施状況は病院やリハビリテーション施設等の実施機関によって異なっている。

昨年度は、装用訓練のための機器整備や、県内各地で提供できる病院やリハビリテーション施設に対して、訓練の実施、知識・技術を習得するための研修等を実施した。

今年度は、県内全域で支援ができるよう装置の充実を図り、リハビリテーション専門職の育成を継続するとともに、対象者の身近な支援者である、保健福祉センター、市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所等への啓発・普及を目的とする。

### 2 実施主体

石川県リハビリテーションセンター

### 3 事業内容

#### (1)装用訓練等支援事業説明会

身近な支援者となる機関(市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、保健福祉センター)、病院やリハビリテーション施設に対し、本事業の説明会を各地域で実施し、機器の操作を学ぶ研修と同時開催とする。

#### ア)対 象

保健福祉センター、市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、リハビリテーションサービス提供機関、補装具取扱事業所の職員 等

#### イ)日 時 ・ 開催方法

時間は13:30~16:00とし、各地区での実施日、会場は以下のとおりとする。

| 地 区       | 実施日      | 会 場                |
|-----------|----------|--------------------|
| 石川中央・金沢市  | 7月20日(水) | 県リハビリテーションセンター大研修室 |
| 能登中部・能登北部 | 7月28日(木) | 七尾市文化ホール 第24会議室    |
| 南加賀       | 8月8日(月)  | 小松商工会議所 301・302号室  |

開催方法は、来場およびオンラインによるハイブリッド形式(Web会議:Zoom)とする。  
機器の操作を学ぶ研修(第1回~3回)を同時開催とする

#### ウ)内 容

13:30~16:00

- ① 事業説明と事例紹介
- ② 各地域の医療機関からの報告(3機関)
- ③ コミュニケーション機器の紹介と制度

16:00~16:30

- ④ 機器の試用体験(来場者のみ)

#### (2)支援技術研修

県内全域のリハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員等を対象に、装置の適合に関する支援技術の研修を開催する。また、フォローアップ編においては、身近な支援者と事例検討を行う。

- ① 人材育成研修(基本編)
- ② 人材育成研修(フォローアップ編)

#### (3)機器の操作を学ぶ研修

市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、保健福祉センター、県内全域のリハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員、を対象に、コミュニケーション支援や、各装置の特徴及び装置の取り扱い等について学ぶ研修を開催する。

#### (4)リハビリテーション地域活動支援の実施

コミュニケーションに関する相談・支援事業の実施